

環境・まちづくり特別委員会 送付5-10

公聴会における意見の反映等に関する陳情

受付年月日 令和5年2月20日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年2月20日

千代田区議会議長 桜井 ただし様

環境まちづくり特別委員会委員長 小林 たかや様



公聴会における意見の反映等に関する陳情

陳情者：所在

氏名



先般は、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する説明会及び公聴会を開催いただき、誠にありがとうございました。説明会及び公聴会の開催を受けて、次のとおり陳情します。

第1 公聴会における意見の反映について

公聴会では、区の素案に関して、賛成・反対のそれぞれの立場から意見が述べられました。つきましては、公聴会における意見が適正に反映されるようお願い申し上げます。公聴会は「意見を反映させるために必要な措置」（都市計画法16条1項）として行われるものですので、区の素案に賛成する意見だけでなく、反対意見についても区の都市計画法案に反映できるものは反映するような取り組みがなされるべきものと考えます。区が、賛成意見のみならず反対意見も含めて公述意見及び公述申出意見を区の都市計画法案の作成に反映するようにお願いします。また、公述意見及び公述申出意見の約6割が反対意見である状況ですので、区の素案のまま都市計画法17条の手続きに入るのではなく、区の都市計画法案に対して賛成、反対の立場を越えて合意形成を図る場を設けてください。

第2 「法17条手続きに入るための条件」について

貴委員会において令和3年6月15日に取り決めていただきました「法17条手続きに入るための条件」に関連して、次の3点をお願い申し上げます。

(1) 清掃事務所の計画について

条件では「5 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認して進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。」と取り決められています。

区は、清掃事務所及び万世会館の個別建替えができない理由について、区が委託したコンサルタント会社と検討した旨を説明会で述べました。貴委員会において、区の検討に用いた資料をエビデンス

スとして開示するとともに検討の経過と内容が妥当であったか否かご審理ください。個別建替えできないとの結論ありきではなく、複数の専門家に委託して個別建替え案をエビデンスとして提出した上で比較検討する場を設けてください。

(2) 「資金の概要」の開示について

条件では「2 資金の概要を法17条手続きに入る前に出すこと。」と取り決められています。区の説明会では事業費854億円とする資料が示されましたが、この資料は建築費高騰等の昨今の経済状況を反映していないものです。昨今の経済状況を反映した事業費の内訳を明らかにしてください。また、事業費(支出)に対して、収入の見通しの詳細が明らかにされていません。「資金の概要」は、事業費(支出)と収入の両面から合理的な数字が示される必要がありますので、収入の見通しの詳細を明らかにしてください。

また、清掃事務所と万世会館という公共施設の建替えを含むため、これらの公共施設の維持管理費、将来の大規模修繕または改修の費用に関しても『公有財産白書』の公有財産の将来推計に基づいて費用の見通しを明らかにしてください。

(3) 「権利者の大方の同意」について

条件では「4 権利者の大方の同意がなければ、法17条の手続きには進まないこと。」と取り決められています。先般の区から説明会で公共施設・区道の取扱いが詳細に説明され、公聴会では権利者も含めて賛成、反対のそれぞれの立場から意見が述べられました。これらの説明、意見は権利者が同意するかどうか大きな影響を与えるものです。説明会及び公聴会を受けての地域内の権利者の同意の状況について、改めて調査・確認していただけますようお願いいたします。

第3 高所大所からのご判断をお願い申し上げます

先日の公述人への申出者数に関しましても、区からの発言によると95人中、何と6割以上の方が反対意見との内容で、とても大方の同意が有る状況とは言えません。仮にこのような中で、区の素案のままで強行をするのであれば、「大方の同意」の条件に反する行為になるだけではなく、それ以上に都市計画法16条1項が住民の意見を反映させるために公聴会を行うことを定めていること(大河原まさこ衆議院議員による質問に対する自民党総裁である岸田文雄内閣総理大臣の答弁内容)にも反するものと思われます。何卒、高所大所よりのご判断をお願い申し上げます。

以上